

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：安城市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	122.8 %
全職員	54.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	92.7 %
本庁課長相当職	98.9 %
本庁課長補佐相当職	97.2 %
本庁係長相当職	97.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8 %
31～35年	87.9 %
26～30年	93.0 %
21～25年	93.4 %
16～20年	79.9 %
11～15年	81.6 %
6～10年	85.9 %
1～5年	92.5 %

【説明欄】

1. 全職員に係る情報 について

「全職員」の男女の給与の差異が大きくなっている要因として、集計人数上の全職員に占める任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合において、男性は28.8%、女性は75.0%で大きな差があることが挙げられる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について

男女の給与の差異に影響している主な要因として、次のことが挙げられる。

ア 扶養手当及び管理職手当において、全体の支給額に占める男性への支給額の割合が高い。

(扶養手当：男性88.2%・女性11.8%、管理職手当：男性85.2%・女性14.8%)

イ 育児のための部分休業等において、全体の給与の減額分に占める女性の減額分の割合が高く、

(男性1.6%・女性98.4%)、減額される金額がより大きな育児短時間勤務制度による勤務者はすべて女性である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。